

設計業務委託特記仕様書

I 業務概要等

1. 業務名称 小児医療センター E R 陰圧診療室改修工事設計業務

2. 履行期間 契約日から令和 4 年 8 月 31 日まで

3. 業務概要

- ・ 1 階 E R 陰圧診療室の感染対策を強化するための内部改修工事設計業務（設備工事設計を含む）
- ・ 上記工事に伴う付属改修工事設計業務
- ・ 特別業務 内訳書、数量計算書作成業務（RIBC2 使用）
現地調査業務

4. 適用

本特記仕様書に記載された特記事項については、「□」印、「※」印及び「■」印の付いた項目については、「■」印が付いたものを適用する。「■」印の付かない場合は「※」印を適用する。「■」印と「□※」印が付いた場合は共に適用する。

耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準による。

5. 設計与条件

(1)－1 敷地の条件

- a. 所在地 さいたま市中央区新都心 1 番地 2
- b. 敷地面積 10031 m²
- c. 用途地域 都市計画区域内（市街化区域）
- d. 防火地域 ■防火 □準防火 □指定なし
- e. 地域地区等 さいたま新都心地区計画

(2)－1 施設の条件

- a. 施設名称 埼玉県立小児医療センター
- b. 施設用途 病院

（平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添二第十号第 2 類）

(3)－1 建築物の条件

- a. 棟名称 埼玉県立小児医療センター 本体

- b. 建築物用途 病院

（平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添二第十号第 2 類）

- c. 面積 工事対象 延べ面積 65,447.69 m²

d. 構造、階数 RC 造 地上 13 階、地下 2 階

e. 耐震安全性の分類

構造体 II 類

建築非構造部材 A 類

建築設備 甲 類

f. 工事種別 新築 増築 改築 解体 改修

(4) 計画の条件

a. 設計方針 以下について特に配慮した計画とすること。

([] 内の数字は優先順位を示す。)

コスト縮減 [2]、工期の短縮 [4]、工事現場の省人化 []、

工事中の施設運営 [1]、メンテナンスの容易性 [3]、

デザイン性 []、 []

b. 目標工事費 約 30,000 千円（税抜）以下

c. 予定工期 令和 4 年度

(5) 同施設関連の別発注業務

無し

有り

(6) 設計与条件の資料

設計与条件については、次の資料による。

業務概要書（別紙）

設計要求書（別紙）

基本設計書（別紙）

指示事項書（別紙）

（別紙）

II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「埼玉県建築設計業務委託共通仕様書」による。

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

a. 基本設計に関する標準業務	<input type="checkbox"/> 総合
	<input type="checkbox"/> 構造
	<input type="checkbox"/> 設備（電気）
	<input type="checkbox"/> 設備（給排水衛生）
	<input type="checkbox"/> 設備（空調換気）
	<input type="checkbox"/> 設備（昇降機等）
b. 実施設計に関する標準業務 (工事施工段階で設計者が行うことには合理性がある標準業務は含まない。)	<input checked="" type="checkbox"/> 総合
	<input type="checkbox"/> 構造
	<input checked="" type="checkbox"/> 設備（電気）
	<input checked="" type="checkbox"/> 設備（給排水衛生）
	<input checked="" type="checkbox"/> 設備（空調換気）
	<input type="checkbox"/> 設備（昇降機等）

(2) 追加業務の内容及び範囲

<input checked="" type="checkbox"/> 建築積算	見積の収集、見積検討資料、見積一覧表、積算数量算出書（積算数量調書を含む）、複合単価等資料及び営繕工事積算チェックマニュアルによるチェックリストの作成
<input checked="" type="checkbox"/> 設備積算（電気）	
<input checked="" type="checkbox"/> 設備積算（給排水衛生）	
<input checked="" type="checkbox"/> 設備積算（空調換気）	
<input type="checkbox"/> 設備積算（昇降機等）	既存設計の見積書等の積算根拠の見直しも含む

日影図の作成（計画通知添付図面は含まない）

<input type="checkbox"/> 透視図の作成	種類 :	判の大きさ :
	額の有無 : <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	額の材質 :
<input type="checkbox"/> 模型の製作	縮尺 :	主要材料 :
	ケースの有無 : <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	ケースの材質 :
<input type="checkbox"/> 模型の写真撮影	カット枚数 :	判の大きさ :
	白黒/カラー :	

工期検討資料（概略工事工程表及び根拠資料）の作成

リサイクル計画書の作成

□アスベスト含有建材の分析調査 及び調査報告書の作成	分析調査方法 :
	□JIS A 1481-1、□JIS A 1481-2
	□JIS A 1481-3、□JIS A 1481-4
調査検体数 : 検体	調査対象室、 部分又は建材 :

□アスベスト含有建材の除去に関する所管行政部署（大気環境、廃棄物処理、労働環境）との協議及び協議結果報告書の作成

□既存建築物の CAD 図面の作成	既存紙図面 : □有り □無し
	作図対象 :
■既存施設の詳細調査及び報告書作成（改修設計に係るもの）	調査対象 : 当初図面と施工図との確認及び 現場での目視確認
□既存施設の法適合状況調査及び報告書作成（計画通知に係るもの）	調査対象 :

□計画通知に関する申請手続

□構造計算適合性判定申請手続

□都市計画法施行規則第 60 条に基づく書面（適合証明）の交付申請手続

□中高層建築物等指導要綱等に基づく住民説明（□説明会形式、□個別説明形式）、
標識看板の作成・設置・撤去、事業報告書の作成及び申請手続

□埼玉県福祉のまちづくり条例に関する申請手続

□ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に関する届出手続

□埼玉県景観条例及び埼玉県景観計画に基づく申請手続

□土壤汚染対策法に基づく協議

□住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく設計住宅性能評価申請手続

□消防法施行令第 32 条に基づく申請手続

□防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続

□建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 29 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に関する業務（モデル建物法による省エネルギー適合判定業務は標準業務に含まれる）

□都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第 1 項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に関する業務

□建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価書の作成

□埼玉県建築物環境配慮制度（CASBEE 埼玉県）に関する申請手続（総合的な環境保全に関する検討・評価資料の作成を含む）

□災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する官庁施設の設計等における特別な検討及び資料の作成（建築非構造部材の耐震安全性に関する

- る特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等)
- 官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価（詳細な LCCO2 を求める場合）
- 実験設備に関する検討及び資料の作成
- 電波障害対策等の資料収集、机上検討及び報告書の作成
- 内部雷保護設備に関する検討及び資料の作成
- 構内情報通信網設備に関する検討及び資料の作成
- 音声誘導設備に関する検討及び資料の作成
- 排水処理設備に関する検討及び資料の作成
- 雨水・排水再利用設備に関する検討及び資料の作成
- 蓄熱システムに関する検討及び資料の作成
- 設計の点検実施要領に基づく総合的なコスト縮減の検討及び資料の作成

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計与条件及び適用基準に基づき行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計与条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- c. 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づいて行う。
また、積算業務の各過程において営繕工事積算チェックマニュアルにより確認し、チェックリストは監督員の承諾を受ける。
- d. 材料や工法等の選定にあたっては、維持管理費用を含めた比較を行う。
- e. 工期検討にあたっては、（一社）日本建設業連合会「建築工事適正工期算定プログラム」や同種の施工実績等を考慮する。
- f. アスベスト含有建材の分析調査においては、同一と考えられる建材の範囲ごとに、原則として3か所以上から試料を採取すること。
- g. 見積書、カタログ類は原則3社以上から徴収し比較すること。

(2) 適用基準等

別紙1に掲げる技術基準等を適用する。

なお、新たな版が出版等された場合、基準間に相違がある場合又は当該基準等によりがたい場合は、監督員との協議により適用する基準等を決定する。

(3) 業務実績情報の登録（公共建築設計者情報システム(PUBDIS)への業務カルテ登録）

※業務実績情報を登録しない

□業務実績情報を登録する

(4) 業務計画書

業務工程には、各業務の作業期間、現地調査等の実施時期、工事費概算書、図面の初稿及び積算数量算出書それぞれの作成完了予定時期等を記載する。

なお、工事費概算書は予算要求事務の参考とするため、発注者の指定する期日までに提出する。

(5) 管理技術者の資格要件

※次のいずれかの資格を有する者

■一級建築士（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項）

□建築設備士（建築士法第 2 条第 5 項）

□設備設計一級建築士（建築士法第 10 条の 2 の 2 第 4 項）

□入札公告による

□ _____による

(6) 貸与品等

貸与品等	製本等/ 電子データ	摘要
<input type="checkbox"/> 適用基準等のうち、貸与するもの <input checked="" type="checkbox"/> ■既存建築物設計図書一式 <input type="checkbox"/> □既存工作物設計図書一式 <input type="checkbox"/> □既存敷地調査資料（柱状図） <input type="checkbox"/>		

貸与場所：設計対象施設 貸与時期：業務着手以降

返却場所：設計対象施設 返却時期：業務完了時

(7) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに打合せ記録簿を作成し、監督員に提出する。

a. 業務着手時

b. 監督員又は管理技術者が必要と認めた時

c. _____

(8) 成果物等の情報の適正な管理

a. 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を遵守のうえ、成果物等の情報を適正に管理する。

なお、発注者は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。

成果物等とは、

ア. 業務の成果物（未完成の成果物を含む。）

イ. その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの

等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データなどを含むものとする。

(a) 発注者の承諾無く、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧

させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む）しない。

- (b) 業務の履行のための協力者等への成果物等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。
 - (c) 貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、(6)により監督員に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。
 - (d) 契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されるとおり秘密の保持が求められるものとなるので特に取扱いに注意する。
- b. 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。
- c. 上記 a 及び b の規定は、契約終了後も対象とする。
- d. 上記 a、b 及び c の規定は、協力者等に対しても対象とする。

(9) その他、業務の履行に係る条件等

a. 指定部分の範囲

指定部分の履行期限 令和 年 月 日

b. 成果物の提出場所 埼玉県立小児医療センター 管財担当

c. 成果物の取扱いについて

提出された CAD データについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

d. 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

(a) 写真は、法人が行う事務並びに法人が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

(b) 次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)

ア. 写真を公表すること。

イ. 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

e. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(a) 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

(b) (a)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

(c) (a) 及び (b) の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

(d) 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

3. 成果物、提出部数等

(1) 基本設計

成果物等	標準縮尺	紙出力	摘要
a. 建築（総合）			
□計画説明書	-	__部	
□仕様概要書	-	__部	
□仕上概要表	-	__部	
□面積表及び求積図	-	__部	
□敷地案内図	1/3000	__部	
□配置図	1/500	__部	
□平面図	1/100(200)	__部	
□断面図	1/100(200)	__部	
□工事費概算書	-	A4 判 __部	
b. 建築（構造）			
□構造計画説明書	-	__部	
□構造設計概要書	-	__部	
□工事費概算書	-	A4 判 __部	
c. 電気設備			
□電気設備計画説明書	-	__部	
□電気設備設計概要書	-	__部	
□工事費概算書	-	A4 判 __部	
□各種技術資料	-	__部	
d. 給排水衛生設備			
□給排水衛生設備計画説明書	-	__部	
□給排水衛生備設設計概要書	-	__部	
□工事費概算書	-	A4 判 __部	
□各種技術資料	-	__部	
e. 空調換気設備			
□空調換気設備計画説明書	-	__部	
□空調換気備設設計概要書	-	__部	
□工事費概算書	-	A4 判 __部	
□各種技術資料	-	__部	

成果物等	標準縮尺	紙出力	摘要
f. 昇降機設備等			
□空調換気設備計画説明書	-	__部	
□空調換気備設設計概要書	-	__部	
□工事費概算書	-	A4 判__部	
□各種技術資料	-	__部	

(2) 実施設計

成果物等	標準縮尺	紙出力	摘要
a. 建築（総合）			
■建築（総合）設計図			
建築物概要書	-	A3 判1部、 A3 判__部	
仕様書	-		
仕上表	-		
面積表及び求積図	-		
敷地案内図	1/3000		
配置図	1/500		
平面図（各階）	1/100(200)		
断面図	1/100(200)		
立面図（各面）	1/100(200)		
矩計図	1/20(30)		
展開図	1/50(100)		
天井伏図（各階）	1/100(200)		
平面詳細図	1/20(30)		
部分詳細図（断面含む）	1/20(30)		
建具表	1/50(100)		
外構図	-		
総合仮設計画図	-		
■工事費概算書	-	A4 判1部	
□計画通知に必要な図書	-	__部	
□中高層建築物の届出に必要な図書	-	__部	
□_____			
b. 建築（構造）			
□建築（構造）設計図		A3 判__部	
仕様書	-	A3 判__部	
構造基準図	-		

成果物等	標準縮尺	紙出力	摘要
伏図（各階）	1/100(200)		
軸組図	1/100(200)		
部材断面表	1/30(50)		
各部断面図	1/100(200)		
標準詳細図	1/20(30)		
各部詳細図	1/20(30)		
□構造計算書	-	A4 判__部	
□構造計算データ	-	A4 判__部	
□工事費概算書	-	A4 判__部	
□計画通知に必要な図書	-	__部	
□_____			
c. 電気設備			
■電気設備設計図		A3 判 1 部	
仕様書	-		
敷地案内図	1/3000		
配置図	1/600(500)		
配線図、平面図	1/100(200)		
詳細図、系統図	1/20(30)		
機器表、器具表	-		
■電気設備設計計算書	-	A4 判 1 部	
■工事費概算書	-	A4 判 1 部	
□計画通知に必要な図書	-	__部	
□中高層建築物の届出に必要な図書	-	__部	
□_____			
d. 給排水衛生設備			
■給排水衛生設備設計図		A3 判 1 部	
仕様書	-		
敷地案内図	1/3000		
配置図	1/600(500)		
平面図	1/100(200)		
詳細図、系統図	1/20(30)		
機器表、器具表	-		
■給排水衛生備設計計算書	-	A4 判 1 部	
■工事費概算書	-	A4 判 1 部	

成果物等	標準縮尺	紙出力	摘要
□計画通知に必要な図書	-	__部	
□中高層建築物の届出に必要な書	-	__部	
□_____			
e. 空調換気設備			
■空調換気設備設計図		A3 判 1 部	
仕様書	-		
敷地案内図	1/3000		
配置図	1/600 (500)		
平面図	1/100 (200)		
詳細図、系統図	1/20 (30)		
機器表、器具表	-		
■空調換気設備設計計算書	-	A4 判 1 部	
■工事費概算書	-	A4 判 1 部	
□計画通知に必要な図書	-	__部	
□中高層建築物の届出に必要な図書	-	__部	
□_____			
f. 昇降機設備等			
□昇降機設備設計図		A3 判 __ 部	
仕様書	-		
敷地案内図	1/3000		
配置図	1/600 (500)		
平面図	1/100 (200)		
詳細図、系統図	1/20 (30)		
機器表、器具表	-		
□_____			
□昇降機設備設計計算書	-	A4 判 __ 部	
□工事費概算書	-	A4 判 __ 部	
□計画通知に必要な図書	-	__部	
□中高層建築物の届出に必要な図書	-	__部	
□_____			
g. 積算			
■建築積算資料		A4 判 1 部	
■電気設備積算資料		A4 判 1 部	
■給排水衛生設備積算資料		A4 判 1 部	

成果物等	標準縮尺	紙出力	摘要
■各種技術資料	-	A4 判 1 部	必要に応じて
■各記録書	-	A4 判 1 部	

(3) 成果物に係る一般事項

- a. 建築(構造)の成果物は、建築(総合)実施設計の成果物の中に含めることができる。
- b. 設計図は、適宜、追加してもよい。
- c. 成果物は、各成果物の電子データを格納した CD-R 等での納品とし、提出部数は 2 部とする。なお、電子データの無い成果物の納品方法は監督員との協議による。
- d. 紙出力が指定されている成果物は、電子データを格納した CD-R 等及び、電子データを出力した紙を納品する。
- e. CAD データの形式は、以下のいずれかとする。

なお、sfc 形式で提出する場合は、JWWCAD (<http://www.jwcad.net/>) の最新バージョンにおいて、正常に表示及び印刷できるか確認した後に提出すること。

CAD データの形式	<input checked="" type="checkbox"/> jww <input checked="" type="checkbox"/> sfc <input checked="" type="checkbox"/> pdf <input type="checkbox"/>
------------	--

- f. CAD データ以外の電子データの形式は、監督員との協議による。なお、積算数量調書、単価資料等の作成は、営繕積算システム RIBC2 ((一財)建築コスト管理システム研究所) 「内訳書数量入力システム LITE」又は「内訳書作成システム」による。
- g. 用紙の大きさが指定されていない成果物の大きさは、監督員との協議による。
- h. 図面決裁欄には、あらかじめ監督員から指定された名字を記載する。
- i. 成果物の紙出力を A3 縮小版判とするときの文字の大きさは、認識可能なものとし、原則として次による。

単位 [mm]

文字パターン	文字高さ	文字幅	備考
一般	2.0 以上	2.0 以上	寸法、引出文字共

別紙1 適用基準等（**国**：国土交通省、**文**：文部科学省、**県**：埼玉県、**他**：その他）

a. 共通	(年版等)
■ 国 官庁施設の基本的性能基準	(平成25年)
■ 国 官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン	(平成27年)
■ 国 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準	(平成25年)
■ 国 官庁施設の総合耐震診断・改修基準	(平成8年)
■ 文 学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック	(平成27年3月)
■ 国 官庁施設の防犯に関する基準	(平成21年)
■ 国 官庁施設の環境保全性基準	(平成29年)
■ 県 埼玉県環境配慮方針	(平成31年4月)
■ 県 埼玉県グリーン調達推進方針	(平成31年度)
■ 国 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準	(平成18年)
■ 県 埼玉県福祉のまちづくり条例	(平成16年3月)
■ 県 埼玉県公事業景観形成指針	(平成25年4月)
□ 国 木造計画・設計基準	(平成29年)
□ 国 木造計画・設計基準の資料	(平成29年)
□ 県 県有施設の木造化・木質化等に関する指針	(平成31年3月)
□ 国 住宅の性能に関する評価方法基準	(令和元年11月)
□ 国 公営住宅等整備基準	(平成23年)
□ 国 公共住宅建設工事共通仕様書	(平成28年)
□ 国 公共住宅標準詳細図集	(第4版)
□ 国 高齢者が居住する住宅の設計に係る指針	(平成21年)
□ 県 埼玉県県営住宅条例	(令和元年12月)
■ 県 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針	(平成29年4月)
■ 国 建築物解体工事共通仕様書	(平成31年)
■ 県 彩の国建設リサイクル実施指針	(平成14年3月)
■ 県 建設副産物の手引き	(平成31年1月)
■ 県 石綿飛散防止対策マニュアル	(2015年)
■ 県 埼玉県非飛散性石綿含有建材解体工事ガイドライン	(平成20年2月)
■ 国 公共建築工事標準単価積算基準	(平成31年)
■ 国 營繕工事積算チェックマニュアル	(平成30年)
■ 県 埼玉県建築工事積算基準	(平成29年4月)
■ 県 埼玉県建築工事共通費積算基準	(平成29年4月)
■ 県 埼玉県電子納品運用ガイドライン	(平成19年2月)
■ 国 官庁營繕事業におけるBIMモデルの作成及び利用に関するガイドライン	(平成30年)
■ 国 BIM適用事業における成果品作成の手引き（案）	(平成30年)

b. 建築	(年版等)
■<国>建築設計基準	(令和元年)
■<国>建築設計基準の資料	(令和元年)
■<国>建築構造設計基準	(平成30年)
■<国>建築構造設計基準の資料	(平成30年)
■<国>構内舗装・排水設計基準	(平成27年)
■<国>構内舗装・排水設計基準の資料	(平成27年)
■<国>建築工事設計図書作成基準	(平成28年)
■<国>建築工事設計図書作成基準の資料	(平成28年)
■<国>建築工事標準詳細図	(平成28年)
□<国>敷地調査共通仕様書	(令和元年)
■<県>埼玉県建築工事特別共通仕様書	(令和2年)
■<国>建築工事監理指針	(令和元年)
■<国>建築改修工事監理指針	(令和元年)
c. 建築積算	(年版等)
■<国>公共建築数量積算基準	(平成29年)
■<国>公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)	(平成30年)
■<国>公共建築工事見積標準書式(建築工事編)	(平成30年)
■<国>公共住宅建築工事積算基準	(平成29年)
d. 設備	(年版等)
■<国>建築設備計画基準	(平成30年)
■<国>建築設備設計基準	(平成30年)
■<国>建築設備工事設計図書作成基準	(平成30年)
■<国>雨水利用・排水再利用設備計画基準	(平成28年)
■<国>公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)	(平成31年)
■<国>公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)	(平成31年)
■<県>埼玉県電気設備工事特別共通仕様書	(令和2年)
■<県>埼玉県機械設備工事特別共通仕様書	(令和2年)
■<他>建築設備耐震設計・施工指針((一財)日本建築センター)	(2014年)
■<他>建築設備設計計算書作成の手引((一社)公共建築協会)	(平成30年)
■<国>空気調和システムのライフサイクルにおけるメンテナンスガイドライン	(平成22年)
e. 設備積算	(年版等)
■<国>公共建築設備数量積算基準	(平成29年)
■<国>公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)	(平成30年)
■<国>公共建築工事見積標準書式(設備工事編)	(平成30年)
□<国>公共住宅電気・機械設備工事積算基準	(平成29年)